

令和8年3月定例教育委員会会議録

令和8年2月24日 定例熊谷市教育委員会を熊谷市役所603東会議室に招集する。

○ 出席者

渋谷 昌美、小林 敏宏、大石 聡一、石井 智章、上松 妃都美

○ 出席事務局

教育次長 三友 孝二

参事兼学校教育課長 中谷 樹

教育総務課長 小暮 洋久

社会教育課長 小澤 信行

社会教育課文化財保護・

市史編さん担当副参事 吉野 健

妻沼図書館長 大野 浩

教育総務課副課長 増田 彩子

教育総務課主査 宮尾 美和

13時30分 3月定例教育委員会開会

教育長から、令和8年3月定例熊谷市教育委員会の開会の宣言があった。

事務局から、傍聴希望者がいない旨の報告があった。

教育長が、本会議の会議録の署名人に小林委員を指名した。

2月定例教育委員会の会議録については、出席委員全員の承認を得た。

教育長から、議案第6号、12号及び13号は、人事案件のため、会議録に載せない旨の発議があり、出席委員全員が賛成し非公開で行われることに決定した。

日程第1（報告第3-1号）寄附申出について

教育総務課長から、市内在住の川野邊敦様より、戦争資料として、海軍関係戦争資料一括16点、30万円相当を、行田市在住の里見正則様より、美術資料として、里見明正作品及び参考資料一式、323万円相当を、市内在住の新井英範様より、美術資料として、佐藤虹二関連資料一式、63万円相当を、それぞれ寄附申出いただいたとの報告があった。

日程第1（報告第3-2号）3月教育委員会行事予定について

教育総務課長から、2月25日から3月17日まで市議会3月定例会が開催され、3月31日には学校教職員退職者感謝状贈呈式と3月臨時教育委員会を、4月1日

には学校教職員辞令伝達式と4月定例教育委員会をそれぞれ開催するとの報告があった。

日程第1（報告第3－3号）3月市議会定例会における教育委員会関連の議案の概要について

教育総務課長から、3月市議会定例会における教育委員会関連の議案の概要について説明があった。

初めに、令和7年度一般会計補正予算の歳出について、No.1の「育英資金貸付事業」は、育英資金貸付事業に対する寄附をいただいたことから、育英資金貸付基金への積み立てを行うもので、No.2の「小学校維持管理経費」からNo.5の「中学校図書館図書等整備事業」までは、「三尻小学校及び三尻中学校を主とした教育振興、並びに熊谷市の児童生徒の教育のため」として、寄附をいただいたことから、この寄附金を活用して、三尻小学校と三尻中学校にサッカーゴールやデジタルタイマー、図書等を整備するほか、小中学校に製氷機を設置するものである。No.6の「小学校校舎大規模改造事業」は、令和8年度事業を前倒して計上するもので、熊谷西小学校及び佐谷田小学校の校舎について、外壁改修や屋上防水工事等の大規模改修工事を行う。No.7の「小学校体育館空調設備整備事業」とNo.8の「中学校体育館空調設備整備事業」は、令和8年度事業を前倒して計上するもので、小学校5校、中学校3校の体育館空調設備設置工事と小学校1校の断熱改修工事を行うもので、順次、全ての小中学校の体育館の空調整備を進めていく。No.9の「物価高対応中学校給食費支援事業」は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、給食食材費の高騰に伴う令和6年度給食費改定額について、今年度に引き続き、令和8年度も公費負担するための経費を計上し、小学校については、国の制度に基づいた、給食費無償化を実施することから、中学校のみの経費を計上する。

次に歳入について、No.1は、歳出で説明した小学校校舎大規模改造事業への国の交付金で、No.2についても、歳出で説明した「空調設備整備臨時特例交付金」は、小・中学校体育館空調設備整備事業への国の交付金である。No.3の概要欄、育英資金貸付基金寄附金は、匿名の方から寄附をいただいたもので、歳入補正し、同じく概要欄、熊谷教育推進寄附金は、三尻地区出身の方から2,000万円の寄附をいただいたものと、令和7年10月から12月までに受入れした16件のふるさと納税について歳入補正をする。No.4の「教育債」は、小学校校舎大規模改造事業と小・中学校体育館空調設備整備事業の財源として借り入れる「学校施設整備事業債」を計上するものである。

最後に、「繰越明許費」について、No.1からNo.4までは、歳出で説明した三尻小学校、三尻中学校をはじめとする小中学校に備品等を整備するもので、適切な納品期間を確保するため、全額を繰り越すものである。

No.5、No.6、No.7は、歳出で説明した小学校校舎大規模改造事業と小・中学校体育館空調設備整備事業について、国の補助金の追加交付決定に対応するため、翌年度事業を前倒しすることに伴い、全額を繰り越しするものである。No.8は、歳出で説明した「物価高対応中学校給食費支援事業」だが、この事業は、令和7年度の国の物価高騰対応・重点支援・地方創生・臨時交付金を活用するもので、令和7年度に予算化し、翌年度に全額を繰り越しして実施するものである。No.9の「地域会館整備事業」は、大幡、三尻、佐谷田の地域会館建設工事で使用するプレカット木造躯体について、製造所における製作工程に遅れが生じたことにより、工期内での完成が困難となったことから、当該地域会館の建設工事、設備工事及び電気工事を繰り越しするものである。

(質疑等)

大石委員から、体育館空調設備について具体的にどのようなものが整備されるのかとの質問があり、教育総務課長から、都市ガスが通っている地域については自立型GHP方式、都市ガスが通っていない地域はガスバルクを設置する液体プロパンガスの自立型のGHP方式を採用し、電気供給がなくなってもガスの供給さえあれば発電をしながら冷却が可能で、小学校では室内機を12機、キャットウォークの下に取り付けるとの回答があった。

石井委員から、令和8年度事業の前倒しを行うことで、令和9年度事業を令和8年度に繰り上げることはあるのかとの質問があり、教育総務課長から、令和9年度当初に予定している事業で、また今年度と同じように、国で補正予算が示された場合には、内定を受けて前倒しとなる可能性はあるとの回答があった。

日程第1（報告第3－4号）令和8年度教育関係予算主要事業について

教育総務課長から、3月市議会定例会に提出した令和8年度予算主要事業一覧表の教育委員会所管分について説明があった。

令和8年度当初予算編成については、第2次総合振興計画の後期基本計画に基づく施策を引き続き推進するとともに、持続的に成長・発展する熊谷の未来のまちづくりに向け、まちの活性化や新たな経済活動の創出のための積極的な予算編成となっており、子育て家庭が安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現に向け、必要な施策に重点配分したものとなっている。

主なものとして、「No.1 小学校給食費無償化事業」は、小学校の給食費について、国の制度に基づき、令和8年4月から無償化することにより、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものである。「No.4 学校給食費第三子以降無償化事業」は、多子世帯の経済的負担の軽減のため、市内の中学校、私立の小・中学校等に通う第三子以降の児童・生徒の給食費を補助するものである。「No.9 防災ノート導入事業」は、児童・生徒の防災意識の向上と学校における防災教育の充実を図るため、発達段階

に応じた防災ノートを作成する事業である。「No.1 2 公民館修繕等推進事業」は、公民館の有効活用を図るため、老朽化した施設の大規模修繕工事等を計画的に実施しているもので、令和8年度は、荒川公民館の大規模改修工事設計を行う。「No.1 3 妻沼図書館大規模改修事業」は、図書館利用者の安全性や利便性の観点から、個別施設計画に基づき、大規模改修を実施するものである。「No.1 4 展示品レプリカ作製事業」は、郷土熊谷に関連する国宝・国指定重要文化財について、博物館施設等で展示するための、高レベルのレプリカを作成する事業で、令和8年度は、国指定重要文化財である「埴輪 馬」のレプリカを作製する。「No.1 5 マンガ制作事業」は、令和5年度の「直実・蓮生物語」、令和6年度の「斎藤実盛と妻沼聖天山」、令和7年度の「友山・武香物語」に引き続き、第4弾として、日本で最初の公許女性医師となった郷土の偉人「荻野吟子」の功績と生涯を親しみやすいマンガ形式で紹介する事業である。「No.1 6 地域会館整備事業」は、老朽化した地域公民館等の機能を引き継ぎ、生涯学習・地域活動の拠点となるべき地域会館を整備するもので、令和8年度は、三尻、佐谷田、大幡、大麻生の4地域会館の外構工事及び既存公民館の解体工事を行う。

日程第1（報告第3－5号）教育長職務代理者の指名について

教育総務課長から、令和8年4月1日からの教育長職務代理者について教育長が大石教育委員を指名したとの報告があった。

日程第1（報告第3－6号）公益財団法人熊谷市文化振興財団令和7年度事業計画書について

社会教育課長から、公益財団法人熊谷市文化振興財団の事業計画書及び収支予算書について説明があった。

公益目的事業では、埼玉交響楽団及び熊谷吹奏楽団の育成事業、芸術文化活動への参加を促進するための事業、舞台芸術等の鑑賞事業を、収益目的事業では、施設貸館や図書館業務の受託等が主な内容であるとの説明があった。令和8年度収支予算書について、収入、支出それぞれの合計額は4億3,860万5千円、前年度比895万8千円の増となっており、この報告書については財団の理事会及び評議会において既に議決済みであるとの説明があった。

日程第2（議案第5号）江南幼稚園の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

教育総務課長から、江南幼稚園の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則について説明があった。

令和8年3月31日に熊谷市立江南幼稚園が閉園することで熊谷市立の幼稚園が無くなるため、熊谷市立幼稚園管理規則、熊谷市立幼稚園給食実費徴収規則を廃止

する。

また、熊谷市教育委員会部局の職員の職名に関する規則、熊谷市教育委員会公印規則、熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、熊谷市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則については、市立幼稚園がなくなることで、それぞれ条文中の名称等が変更になるものを、削除、改正するものである。

(議案は原案どおり可決)

日程第2 (議案第7号) 熊谷市立小・中学校服務規程の一部を改正する訓令

日程第2 (議案第8号) 熊谷市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

学校教育課長から、本議案2件は、埼玉県立学校職員服務規程の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであるとの説明があった。

改正内容は大きく3点あり、1点目は勤怠管理システムの導入、2点目は育児に係る部分休業の拡充、3点目が学校のフレックスタイム制の導入である。

まず、勤怠管理システムの導入については、既に導入されている校務支援システムの中に、勤怠管理機能があることから、令和8年4月からシステムによる勤怠管理を本格導入するもので、これまでは、紙の出勤簿に判子を押して勤怠管理を行っていたが、システム導入後は出退勤の打刻管理だけでなく、出張や休暇情報の登録、勤務整理簿の出力なども可能となり、正確な勤怠管理の把握ができるだけでなく、職員の事務負担軽減にも大きく寄与する。

2点目の部分休業の拡充については、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業を第1号部分休業とし、勤務時間の始めと終わりに限らず、任意の時間に取得することができるようになった。また、1年につき、10日相当に値する77時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことができる部分休業を第2号部分休業として新設し、学校職員はいずれかを選択することが可能となった。

3点目のフレックスタイム制の導入については、学校職員の勤務時間の割り振り方を、校長が校務の正常な運営を妨げないと認める場合に、学校職員の申告を経て、1～4週間ごとの期間につき、一週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができるもので、勤務時間を変えずに、時間のずらしが可能となる。

校務を妨げるか否かの判断としては、授業及び学校行事に支障がないこと、教科・学年・校務分掌等に係る業務に支障がないこと、部活動・生徒指導の業務に支障がないこと、窓口・電話対応に支障がないこと、等が考えられるが、これらを条件に、校長が判断することとなる。

なお、両議案ともに、施行日は令和8年4月1日である。

(質疑等)

石井委員から、部分休業の申請方法や申請時期について質問があり、学校教育課長から、制度の利用を希望する場合は、第1号部分休業あるいは第2号部分休業を選択の上、部分休業申出書をあらかじめ年度初めに所属長へ提出し、実際の取得については、休業が必要な際に、休業簿を使用し都度管理を行っていくとの回答があった。

石井委員から、フレックス制度導入にあたり具体的な運用等について質問があり、学校教育課長から、9時～16時をコアタイム、5時～9時及び16時～22時をフレキシブルタイムとし、このフレキシブルタイムの中で勤務を増やしたり、休みを入れることが可能で、例えば、通常1日あたり7時間45分の勤務のところを、8時間45分勤務し、その超過した時間分を貯めて、丸1日勤務をしない日を設定することが可能であるとの回答があった。

大石委員から、一般の事業所だとコアタイムが10時～14時くらいだが、学校は子どもが中心で固定された時間が多く、また、担任でクラスを持っている教員もいるので、制度の利用にあたっては色々課題があるのではないかと質問があり、学校教育課長から、学校の場合コアタイムが長いので、本制度が学校現場に馴染むのかという課題はあるが、現場で無理のない範囲で、本制度を活用してほしいとの回答があった。

(議案は原案どおり可決)

日程第2（議案第9号）熊谷市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

学校教育課長から、本計画は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、新たに第8条に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に取り組むことが明文化されたことに伴い、策定するものであるとの説明があった。

計画の趣旨は、県の「学校における働き方改革基本方針」が令和4年に改正され、教職員の時間外在校等時間について、原則月45時間以内、年360時間以内という数値目標が示され、教師のウェルビーイングの確保、働きやすさと働きがいの両立が掲げられたことから、本市教育委員会では、事務職員等も含めた全ての教職員を対象にした「実施計画」を策定することで、働き方改革を推進し、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の向上を図っていく。

本市の現状としては、時間外在校等時間が月45時間の超える教師の割合は以前よりは減少しているものの、小学校で約25%、中学校で約33%（令和7年3月

時点) となっている。

目標には大きく2つあり、1つ目は時間外在校等時間の削減で、月45時間以下の教職員の割合を100%に引き上げること、2つ目はワーク・ライフ・バランス等に関する目標で、年間の年次有給休暇の使用日数5日以上の教職員の割合を100%にすること等を目指している。

計画の期間は、令和8年度から令和11年度の4年間で、実施内容については、国の示す「業務の3分類（①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務）」を踏まえ業務の在り方を見直し、業務負担の軽減を図る。また、教職員の健康及び福祉の確保について、ストレスチェックの実施率100%の達成、心身の健康相談窓口の設置等を行う。

なお、本計画の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、市のホームページで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議においても報告を行っていく。

(議案は原案どおり可決)

日程第2（議案第10号）熊谷市星溪園条例の一部を改正する条例

文化財保護・市史編さん担当副参事から、本議案は、熊谷市星溪園条例の一部改正、条文の新設等を行いたいため、提案するものであるとの説明があった。

提案の背景・経緯については、星溪園は、昭和29年の、市文化財名勝指定ののち、平成に入り、園内の3棟の建物及び庭園の整備がなされ、文化財として保存等を行うとともに、主に茶道など日本的文化教養のための催しを行う施設としての利用、活用がなされてきた。近年は、文化財保護法の改正により、文化財を保存するだけでなく、活用することに大きく方向転換がなされたことから、その更なる活用の可能性を検討するための社会実験として、今年度、「星溪園ガーデンカフェ」が実施され、多くの来場者から、一定の評価を得ている。

今回の改正の主な点は、星溪園を引き続き、文化財として維持し保存するため、他の教育委員会所管施設と同様に、「教育委員会の管理」を明示することと、星溪園の存在価値をより高め、次世代への確実な継承を目指し、一層の活用を推進するため、教育活動や、まちづくり活動と連携し、地域の魅力向上に資する催しなど、利用者の範囲の拡大を図るために、施設の「使用料の減免規定」を設けるものである。

条例の変更箇所は、第3条として管理、第8条として使用料の減免を新設し、第3条の管理に関連して、第4条、第5条、第6条、第10条、第11条について、現行において「市長」としていた箇所を「教育委員会」に改め、また、条文の新設に伴い、条文番号を改めるなどであり、施行期日は、公布の日とする。

(議案は原案どおり可決)

日程第 2（議案第 1 1 号）熊谷市立妻沼図書館の臨時休館日について

妻沼図書館長から、熊谷市立妻沼図書館の臨時休館日について説明があった。

熊谷市立妻沼図書館は、個別施設計画において、令和 7 年から令和 1 1 年までの間に大規模改修、令和 2 7 年から令和 3 6 年までの間に再配置をすることとしており、このことから、令和 6 年度に大規模改修工事に係る実施設計委託を行い、令和 8 年度に妻沼図書館大規模改修工事を実施するための事前準備を令和 7 年度中に行う必要があることから、令和 7 年 1 2 月市議会定例会で債務負担行為の補正予算を可決いただき、令和 8 年度に大規模改修を実施する予算が担保された。現在、本事業を含む令和 8 年度当初予算を 3 月市議会定例会に提案する段取りとなっている。

工事期間等のスケジュールは、令和 8 年 5 月中に、図書や什器等を同じ敷地内にある妻沼展示館の倉庫に一時移動し、6 月から令和 9 年 1 月までを実際の工事期間とし、令和 9 年 2 月に図書や什器等を戻す作業を行い完了となる予定である。本議案は、令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 2 月 2 8 日までの間、妻沼図書館を臨時休館とする必要が生じたことから諮るものである。

工事の主なものとして、建築工事では、建屋の外では、屋上防水の改修、屋根塗装の改修、外壁の改修、建屋内では、内壁、天井、床の改修、建具の交換等の改修等を、電気工事では、高圧ケーブル等の交換、照明器具の LED 化及び増設、エレベーター改修等を、設備工事では、空調設備改修、換気設備改修、給排水配管改修、トイレの洋式化等を予定しており、今後 3 0 年弱の間の施設の有効な活用及び利用者が快適にご利用いただくために必要な改修内容としている。

なお、臨時休館中における利用者へのサービスを継続する手段として、同じ敷地内の、かつて市史編さん室があった妻沼展示館の事務室を借用し、妻沼図書館の窓口機能の一部を移し、妻沼図書館所蔵の書籍以外の他館の図書の貸出や返却を行う。

また、妻沼図書館事業のおはなし会等については、妻沼中央公民館の会議室を借用し、実施する予定としている。

令和 8 年 4 月と令和 9 年 3 月は、妻沼図書館での通常開館となり、令和 8 年 5 月から令和 9 年 2 月までが、妻沼展示館で図書の貸出や返却を行う期間となるが、この間は、熊谷市立妻沼展示館条例施行規則に合わせた開館日及び休館日となる。

妻沼図書館 臨時休館に関する広報については、妻沼図書館はもとより他 3 図書館内での掲示、市報や市ホームページ、熊谷市立図書館のホームページ、Facebook、メルくま等で周知する予定である。

（議案は原案どおり可決）

